（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。附則第三項において「平成二十七年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法第八十条の二第二項第一号の項を次のように改める。

改正前地共済法第八十条の二第二項	申出を	申出（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年政令」という。）第七条第三項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）を
	同項	前項
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	五年を経過した日	十年を経過した日

第七条第一項の表改正前地共済法第八十条の二第二項第二号の項を削り、同表改正前地共済法第八十条の二第三項の項中

「	申出を	申出（平成二十七年経過措置政令第七条第三項の規定により一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）を
」を		
「	退職共済年金	旧職域加算退職給付
」に改め、		

同表改正前地共済法附則第十八条の二第二項の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条第二項の表第二十五条の四の二第一項の項中

「	六十月	百二十月
」を		
「	の申出	に規定する支給繰下げの申出（平成二十七年経過措置政令第七条第三項の規定により法第八十条の二第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。第四項において同じ。）
	六十月	百二十月
」に改め、		

同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により読み替えられた改正前地共済法第八十条の二第一項の規定により旧職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下この項及び次条において同じ。）の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該旧職域加算退職給付を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の規定により読み替えられた改正前地共済法第八十条の二第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。

二　当該請求をした日の五年前の日以前に第一項の規定により読み替えられた改正前地共済法第八十条の二第一項に規定する他の年金である給付の受給権者であつたとき。

第八条第一号中「（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）」を削る。

（令和四年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第四条　令和四年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、本則の表中「一・二一七」を「一・二四〇」に、「一・二二七」を「一・二五〇」に、「一・二五四」を「一・二七八」に、「一・二六〇」を「一・二八四」に、「一・二六六」を「一・二九〇」に、「一・二七六」を「一・三〇〇」に、「一・二八七」を「一・三一一」に、「一・二八八」を「一・三一二」に、「以後」を「から昭和三十一年四月一日までの間」に改め、同表に次のように加える。

昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	一・三一六

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　令和五年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの請求に関する経過措置）

3　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第三項の規定は、この政令の施行の日の前日において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　永岡　桂子